

発 言 通 告 書

| | |
|---------|--------------------------------|
| 発言者氏名 | 小林伸行 |
| 発言の会議 | 令和元年11月28日 本会議 |
| 発言の種類 | 質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他 |
| 質疑等の方式 | 一 括、 <u>一問一答</u> |
| 答弁を求める者 | 市長、教育長 |

【件名及び発言の要旨】

1 借地での公共施設等の統廃合について

- (1) 「小光子愛育園分園きらきら星」と「認定こども園善隣園分園こぼと園」の2園は、市が物件を借りて事業者に無償で転貸しており、近く契約期限を迎える。については、準備期間を含めて令和4年度から2園を市所有の遊休物件に移転してはどうか。
- (2) 役所屋と行政センターに加え、コンビニでの証明書交付及び公金収納が年度内に開始すると三重行政となる。行く行くは、役所屋又は行政センターの窓口業務の整理が必要ではないか。優先順位について市長のお考えを伺う。

2 保育料の設定について

- (1) 市単独分による保育無償化が拡大した令和元年10月1日時点の待機児童数を伺う。
- (2) 平成29年9月の角井基議員の代表質問に対し、上地市長はこう答弁された。「無償化の実施に際し、保育園等に入園できずに保留状態にある方が、なお存在する場合には、市民の皆様には不公平感を抱かせることになるということは考えています。よっ

て、御指摘のとおり、待機児童をゼロに近づけることは、無償化に向けた取り組みの大前提であるというふうに考えています。」この御答弁を私は忘れていない。令和2年4月1日に待機児童はゼロにできるのか。

- (3) 達成の見込みがなければ、来年度予算編成において保育無償化の市単独分を計上すべきではないのではないか。

3 余裕教室の状況報告と活用について

- (1) 余裕教室数のオープンデータ化もしくは議会への定期報告をお約束いただけないか。教育長に伺う。
- (2) 文部科学省「余裕教室活用状況の実態調査」では余裕教室の「活用計画の決定方法」という項目があり選択肢は次の5つだ。
1. 外部の有識者等を交えて組織する委員会等を設置して活用について検討している
 2. 委員会等は設置していないが教委外部からの意見を取り入れて検討している
 3. 教委・学校で検討している
 4. 学校のみで検討している
 5. その他

しかし本市では、全小学校の余裕教室の活用方法について、「学校のみで検討して」決定した。このことの是非について、市長及び教育長に伺う。

- (3) 税金でつくられた市民の財産である市立学校の余裕教室の活用方法については、市民代表である議会と市長の管理下に置かれるべきだ。市長及び教育長の御認識を伺う。
- (4) FM推進課にも毎年度、余裕教室の活用方法を調整させてはどうか。市長に伺う。

4 教育長の任命手続に関する国の通知の議会連絡を怠った問題について

- (1) 地方教育行政法改正による新・教育長制度の導入に合わせた平成 26 年 7 月 17 日付文部科学省通知には留意事項として「教育長の任命の議会同意に際しては、新『教育長』の担う重要な職責に鑑み、新『教育長』の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること。」とある。また、前文には「都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。」とある。本件について県の教育委員会から本市の教育委員会に伝達があったか。
- (2) 伝達があったとすれば、教育委員会から議会事務局に連絡があるべきだが、なかった。なぜ連絡しなかったのか。
- (3) 国や県からの通知について、現状の取り扱いがどのようになっているのか、市長及び教育長に伺う。

5 教育委員会と学校の関係について

- (1) 地方教育行政法第 21 条を読む限り、学校の管理権は教育委員会にあるものの、学校教育法第 37 条第 4 項から見れば、その管理権は校長に委任されていると考えられる。つまり、委任している教育委員会に根源的な管理権があるのであって、教育委員会は校長に対して指示・命令する権限・職責を持っていると考えられる。そのため、教育委員会は、もっと校長に対し具体的に指示できると私は考える。この法解釈と運用方法について、教育長の御見解を伺う。

6 児童図書館の今後について

- (1) 児童図書館は築 45 年を迎えており、そろそろ次の計画を検討しておいたほうがよい。周辺の平坂公園を含めた児童図書館用地については、将来的にどのように活用するお考えか。市長及び教育長に伺う。
- (2) 児童図書館の周辺の土地の大部分は、実は平坂公園だが、横須賀中央駅の目の前という一等地にありながら低利用だ。つい

ては、草木を刈り取り、実態として児童図書館の駐車場としてはどうか。市長及び教育長に伺う。

7 インクルーシブ教育について

- (1) 障害児について、特別支援学校や特別支援学級ではなく、地域の普通の小中学校の普通学級でも教育できるようにする。インクルーシブ教育とは本来そういうものであり、インクルーシブ教育は文部科学省の方針でもある。本市の義務教育における障害児の学ぶ場については、普通学級か特別支援学級か特別支援学校か、最終的な選択は保護者がするという理解で間違いな
いか。教育長に伺う。
- (2) その際、合理的配慮の内容に解釈の幅はあるが、できる限り本人の可能性を広げることができるよう、寄り添って支援員の配置などをしていただきたい。教育長の御見解を伺う。